

65歳以上75歳未満で障害をお持ちのかた

後期高齢者医療制度の障害認定について

65歳以上75歳未満のかたで一定の障害があるかたは、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

【対象者】

- 身体障害者手帳1級～3級のかた
- 身体障害者手帳4級のかたで、次のいずれかに該当されるかた
 - ①下肢障害4級1号
(両下肢のすべての指を欠くもの)
 - ②下肢障害4級3号
(一下肢を下腿の2分の1以上欠くもの)
 - ③下肢障害4級4号
(一下肢の著しい障害)
 - ④音声機能または言語機能の著しい障害
- 療育手帳A、Aのかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級のかた
- 障害年金1級、2級の年金証書をお持ちのかた

【申請方法】

- 申請場所 住民福祉課 保険年金係
- 持参するもの
 - ・現在加入している保険証(被保険者証)
 - ・印鑑
 - ・障害の程度がわかるもの(障害者手帳、年金証書(障害年金)など)

【保険料について】

障害認定により後期高齢者医療制度に加入する場合は、加入月から後期高齢者医療保険料をご負担いただきます。希望する場合は、申請前に保険料を試算します。

※月の途中で認定を受ける場合は、それまで加入していた医療保険と後期高齢者医療制度とで、それぞれ高額療養費の自己負担限度額を負担することになりますのでご注意ください。

問合せ＝住民福祉課 保険年金係 ☎76-1366

福祉3医療助成制度について

医療保険適用後の自己負担分の医療費を助成する制度です。

1. 重度心身障害者医療費助成制度

【対象者】

- 身体障害者手帳1級～3級のかた
- 療育手帳A、A、Bのかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級のかた
- 65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けたかた(65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態であったかたに限りです。)
- ※65歳以上で新規に手帳を取得されたかたはこの制度の対象外です。

2. こども医療費助成制度

【対象者】

- 0歳から18歳到達後(3月31日)までの子ども

3. ひとり親家庭等医療費助成制度

【対象者】

- 母子・父子家庭の母・父と18歳未満の児童(一定の障害のある児童がいる場合20歳未満。以下同じ)
- 父母のいない18歳未満の児童の養育者とその児童
- 父または母に一定の障害のある家庭の18歳未満の児童とそれを監護する父または母
- ※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

特別障害者手当、障害児福祉手当について

特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護などの負担を軽減するための手当です。

【対象者】

20歳以上であって、精神障害(知的障害を含む)または身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にあるかた。
※詳細はお問い合わせください。

【手当額】 月額 27,350円(令和2年度)

障害児福祉手当

在宅の重度障害児のかたに対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

【対象者】

20歳未満であって、身体障害者手帳の1級の一部および2級の一部のかた、療育手帳Aのかた並びに常時介護を要する精神障害者その他これと同程度のかた。
※詳細はお問い合わせください。

【手当額】 月額 14,880円(令和2年度)

問合せ＝住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132

習い事をさせたいけれど送迎ができない

急な仕事や冠婚葬祭がはいつた

保育園の迎えが間に合わない

地域で子育てのお手伝いをします!

ファミリーサポートセンター・緊急サポートセンターをご利用ください

美里町ファミリーサポートセンター・緊急サポートセンターは、子育てのお手伝いをして欲しいかた(利用会員)とお手伝いをしたいかた(サポート会員)が会員となり、センターの仲介を通して、会員同士が支え合う活動です。

緊急サポートセンター埼玉

☎048-297-2903

(午前7時～午後8時 土日可)

※美里町から委託を受け運営しています。

預かり対象年齢

原則0歳～小学校6年生まで

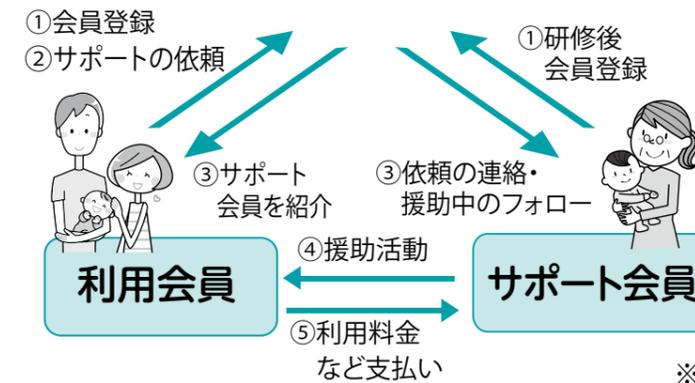
利用時間・料金

利用時間 午前5時～午後10時

利用料金 800円～1200円

(1時間当たり)

※美里町から1時間あたり300円～400円の利用料補助があります。利用後に住民福祉課へ申請を!



※保険 NPO総合保険加入(賠償責任・傷害保険)

利用の流れ ～ご利用には事前の登録が必要です～

登録する

- ①「緊急サポートセンター埼玉」で検索。
- ②美里町をクリック!
内容をよくご確認のうえ、入会申込フォームを入力し、送信してください。
- ③登録完了!
※インターネットを使わないかたは郵送、FAXで必要書類をお送りしますのでご連絡ください。住民福祉課 戸籍福祉係にも入会申込書があります。

依頼する

利用希望日時が決まったら、緊急サポートセンター埼玉(☎048-297-2903)に連絡

登録・利用についての問合せ

緊急サポートセンター埼玉

☎048-297-2903 FAX.050-3488-0147

Mail : byoujichoiku@oobe.ocn.ne.jp



緊急サポートセンター
埼玉ホームページ

ご登録したかたに、3時間無料
お試し券プレゼント!!

制度についての問合せ

住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132